

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むアフガニスタンの経済困難緩和に寄与する ため、双方の関係当局が合意する生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。	6,000,000 千円 -----	H14.10.30 東京で (同日)	日本側 川口順子外務大臣 アフガニスタン側 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H17.9.26 959号
アフガニスタ ン	カブール・テレビ放送局機材整備計 画のための贈与に関する日本 国政府とアフガニスタン暫定 行政機構との間の交換公文	めに必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,348,000 千円 H15.10.29まで	H14.10.30 東京で (同日)	日本側 川口順子外務大臣 アフガニスタン側 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H17.9.26 961号
アフガニスタ ン	カブール市公共輸送力復旧計画 のための贈与に関する日本国政 府とアフガニスタン暫定行政機 構との間の交換公文	要な 1. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 車両、機材及び資材の運用並びに管理の訓練に必要 な役務の供与	2,230,000 千円 H16.3.25まで	H15.3.26 カブール で (同日)	日本側 駒野敏一在アフガ ニスタン大使 アフガニスタン側 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H16.6.16 278号
アフガニスタ ン	警察機材整備計画のための贈与 に関する日本国政府とアフガニ スタン暫定行政機構との間の交 換公文	警察機材整備計画を実施するために必要 な役務の供与 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2の車両及び機材の運用・管理指導に必 要な役務の供与	289,000 千円 H16.3.31まで	H15.4.10 カブール で (同日)	日本側 宮原信孝在アフガ ニスタン臨時代理大使 アフガニスタン側 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H16.5.20 225号
アフガニスタ ン	対アフガニスタン地雷除去機開 発研究計画のための贈与に関する 日本国政府とアフガニスタン 暫定行政機構との間の交換公文	対アフガニスタン地雷除去機開発研究計画を実施す るために必要な参加者が活動を行うために必要な役務 及び経費の供与	72,000 千円 H16.3.31まで	H15.4.10 カブール で (同日)	日本側 宮原信孝在アフガ ニスタン臨時代理大使 アフガニスタン側 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H16.6.15 267号
アフガニスタ ン	カブール国際空港機材整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とアフガニスタン暫定行政機 構との間の交換公文	カブール国際空港機材整備計画を実施するために必 要な役務の供与 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	341,000 千円 H16.3.31まで	H15.5.4 カブール で (同日)	日本側 駒野敏一在アフガ ニスタン大使 アフガニスタン側 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H16.6.15 270号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月〇日をもは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

アフガニスタンとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むアフガニスタンの経済困難緩和に寄与する ため、双方の関係を円滑にする生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。画を実施するため カブール・テレビ放送施設整備計画を完成させるため に必要な 1.テレビ送信所の建設及びテレビ放送局の改修に必要な 生産物及び役務の供与 2.機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の 供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	3,000,000千円 -----	H15.5.4 カブール で (同日)	日本側 駒野敏一在アフガ ニスタン大使 アフブ ラ・アフアブラ外務大臣	H16.6.16 281号
アフガニスタ ン	カブール・テレビ放送施設整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とアフガニスタン暫定行 政機構との間の交換公文		794,000千円 H16.3.31まで	H15.6.10 カブール で (同日)	日本側 駒野敏一在アフガ ニスタン大使 アフブ ラ・アフアブラ外務大臣	H17.9.26 960号
アフガニスタ ン	地雷除去活動支援機材開発研究 計画のための贈与に関する日本 国政府とアフガニスタン暫定行 政機構との間の交換公文		646,000千円 H16.11.4まで	H15.11.5 カブール で (同日)	日本側 駒野敏一在アフガ ニスタン大使 アフブ ラ・アフアブラ外務大臣	H16.7.14 342号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。